

## 春日井市療法士等派遣事業委託仕様書

### 1 目的

地域包括支援センターの訪問又は住民主体のサービスに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「療法士等」という。）を派遣し、専門的な助言等を行うことにより、地域における介護予防の取組を強化することを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 地域包括支援センター支援事業

市長の依頼により、地域包括支援センターの職員が派遣対象者の自宅を訪問する場合に、派遣対象者の自宅に療法士等を派遣する。

#### (2) 住民主体サービス等支援事業

市長の依頼により、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号イ(エ)に規定する住民主体のサービス又はこれに準ずるサービス（以下「住民主体サービス等」という。）を実施する団体に療法士等を派遣する。

### 3 派遣対象者

#### (1) 地域包括支援センター支援事業

市内に住所を有する65歳以上の者又は介護保険法施行令第2条に規定する疾病にり患した40歳以上64歳以下の者で地域包括支援センターが派遣を必要としたもののうち、次のアからウのいずれかに該当する者

ア 要支援認定者

イ 事業対象者

ウ その他市長が必要と認めたもの

#### (2) 住民主体サービス等支援事業

市内で住民主体サービス等を実施する団体

### 4 派遣回数及び時間

#### (1) 地域包括支援センター支援事業

同一派遣対象者につき1回限り、1回当たり1時間以内とする。ただし、地域包括支援センターが介護予防支援計画又は介護予防サービス計画書を作成し、計画の変更が必要と認めるときは、再度派遣することができる。

#### (2) 住民主体サービス等支援事業

同一派遣対象者につき同一年度内2回まで、1回当たり1時間以内とする。ただし、1回目の訪問後6か月を経過しない間は再度派遣することができない。

## 5 従事者

事業に従事する者は、受託事業者が運営する事業所に配置する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許証の交付を受けたものとする。

## 6 業務

### (1) 地域包括支援センター支援事業

ア 派遣対象者の身体機能や日常生活動作、日常生活関連動作等の遂行能力について評価を行う。

イ 評価の結果を派遣対象者及び地域包括支援センターに説明する。

ウ 派遣対象者の自宅を訪問後、速やかに別紙リハビリテーション評価票（以下「評価票」という。）を作成し、地域包括支援センターに交付する。

### (2) 住民主体サービス等支援事業

ア 派遣対象者の活動内容等について助言する。

イ 派遣対象者の介護予防の効果を高めるための運動等を紹介する。

ウ その他住民主体サービス等の実施団体が、療法士等に依頼する内容として市に申請したことを実施する。

## 7 実施報告

受託事業者は、療法士等を派遣した日の当月末日までに評価票の写しを添えて事業実績報告書を市に提出する。

## 8 事故報告

受託事業者は、業務の実施に伴う事故が発生した場合、その責任において必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに市に報告する。

## 9 その他

(1) 受託事業者は、評価票を2年間保存する。

(2) 受託事業者は、本事業において、派遣対象者に受託事業者が運営する事業所の利用を斡旋してはならない。

(3) 受託事業者は、本事業において、宗教や政治に関する活動、署名募集等を行ってはならない。